

当面の国家戦略特区の運営について

令和 2 年 6 月 10 日

秋 山 咲 恵

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1 国家戦略特区の運営全般について

- ◇国家戦略特区法の施行から 6 年以上経過した。特区で実現した規制改革メニューの大半は、いまだ全国展開されていない。すべての規制改革メニューにつき評価を経て全国展開へ期限を切って取り組むべきである。また、特区自治体での先端的な取組事例を全国に共有すべく、情報提供にも努めるべきである。
- ◇今回挙げられている新たな規制改革メニューは検討が主であり、措置の追加は停滞している。期限付きで進めていくことが改革の基本である。コロナ禍での課題に対応した最先端のチャレンジをも後押しできるよう、迅速に取り組むべきである。

2 スーパーシティについて

- ◇スーパーシティ構想の法案成立につき、ご尽力に感謝申し上げます。
- ◇スーパーシティはそもそも、最先端で世界と競争できる未来都市を構築するための仕組みである。特にコロナ禍の下世界中でデジタル化の進む中で、この重要性は増している。このため、抜本的な規制改革を前提に、従来の特区とは次元の違う構想を具体化しなければならない。
- ◇指定個所数などを予め前提とするべきではない。改革意欲

の高い既存の特区を、「スーパーシティの実証地域」として指定し活用することを含め、取り組む必要がある。情報共有と意見交換のためのシンポジウムなども早急に設定すべきである。